

第 1 部 環境影響評価に係る事項

第 1 章	事業者の名称、代表者の氏名及び 対象事業の名称	1
第 2 章	対象事業の目的及び内容	3
第 3 章	事前配慮の内容	23
第 4 章	事業予定地及びその周辺地域の概況	29
第 5 章	対象事業に係る環境影響評価の項目	77

第1章 事業者の名称、代表者の氏名

及び対象事業の名称

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び対象事業の名称

1-1 事業者の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地

〔事業者名〕 名古屋市

〔代表者〕 名古屋市長 河村たかし

〔所在地〕 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

1-2 対象事業の名称及び種類

〔名称〕 名古屋市富田工場設備更新事業

〔種類〕 廃棄物処理施設の建設（「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するごみ処理施設の設置）

第2章 対象事業の目的及び内容

第2章 対象事業の目的及び内容

2-1 対象事業の目的

市民が衛生的で安心、快適な都市生活を送るために、市民生活及び事業活動から排出されるごみを適正に処理することが必要であり、さらには環境に配慮した循環型社会を形成していくため、ごみの減量化、資源化が喫緊の課題となっている。

名古屋市ではこのような状況を踏まえ、ごみ処理全体の将来計画として、「名古屋市第4次一般廃棄物処理基本計画」を平成20年に定めており、図1-2-1に示すように、年間のごみ処理量を平成18年度の70万トンから、ごみ処理工場1工場分の処理量に相当する16万トンを削減し、平成32年度には54万トンとすることを目標としている。その後、名古屋市の年間ごみ処理量は、図1-2-2に示すように推移している。

現在、稼働している名古屋市のごみ焼却施設は南陽、猪子石、五条川及び鳴海の4工場であり、富田工場は平成21年3月から休止している。このうち、南陽工場は、稼働中の他の工場の概ね3倍の設備規模を有している。

この南陽工場を休止する際には、上記基本計画のごみ処理量の削減目標達成を前提としても、図1-2-3に示すように、概ね2工場分の処理能力不足を生じることとなるため、代替施設の整備が必要となる。工場規模を平準化しリスクの分散を図り、将来的には計画的な更新又は改修のローテーションを確立するため、2工場の整備（北名古屋工場（仮称）の建設と、休止中の富田工場の再稼働）を行うこととし、富田工場の再稼働にあたっては、老朽化した設備を更新することが必要であることから、本事業を行うものである。

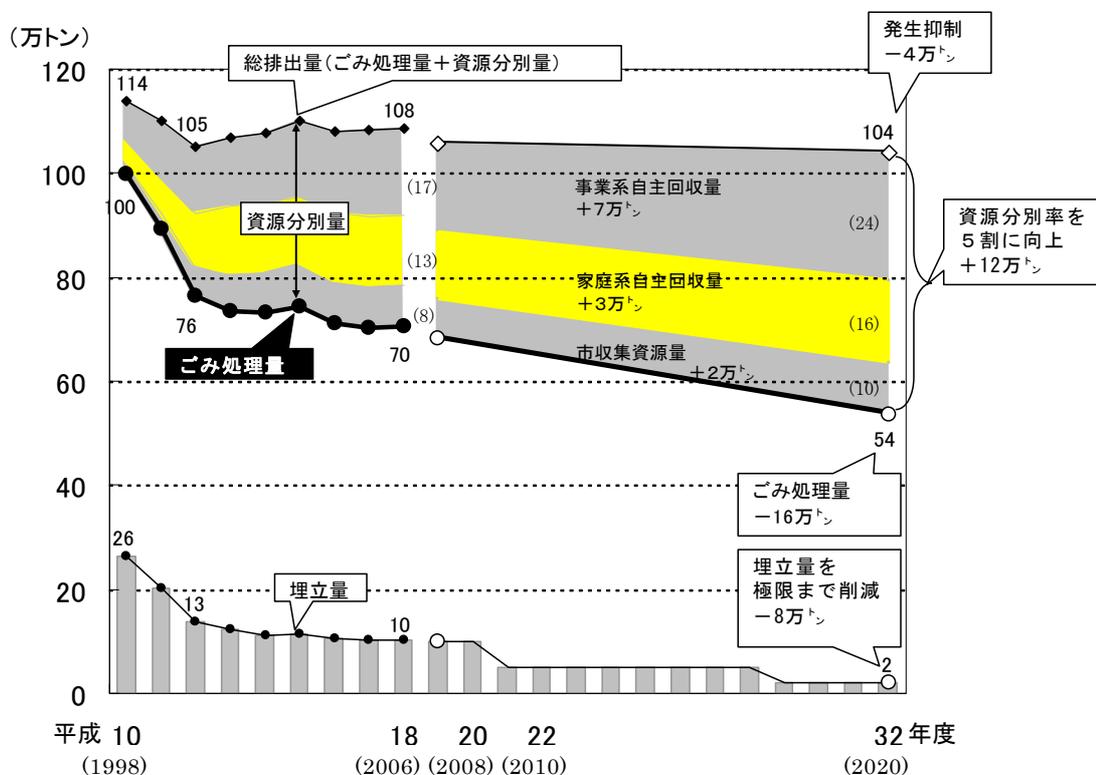


図1-2-1 ごみ処理量将来計画 (名古屋市分)
 (「名古屋市第4次一般廃棄物処理基本計画」から引用)

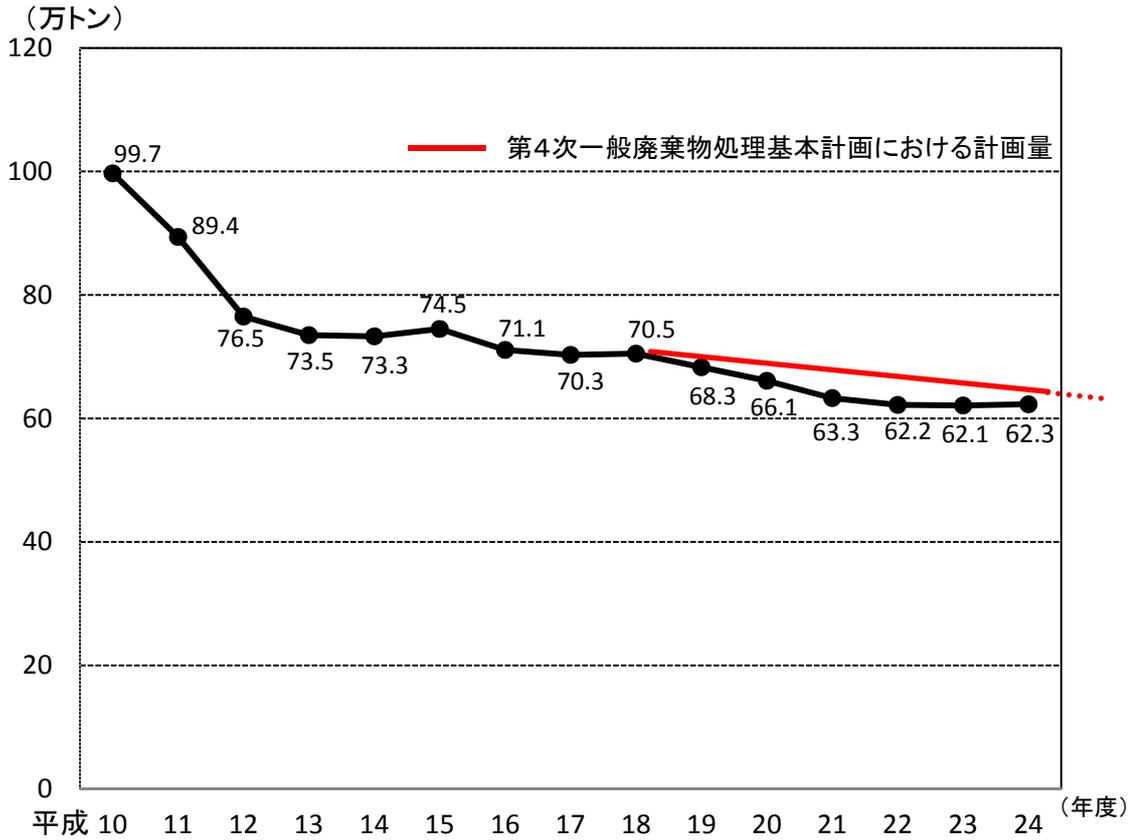


図 1-2-2 年間ごみ処理量の推移 (名古屋市分)
 (「名古屋ごみレポート '13 版」のデータを引用)

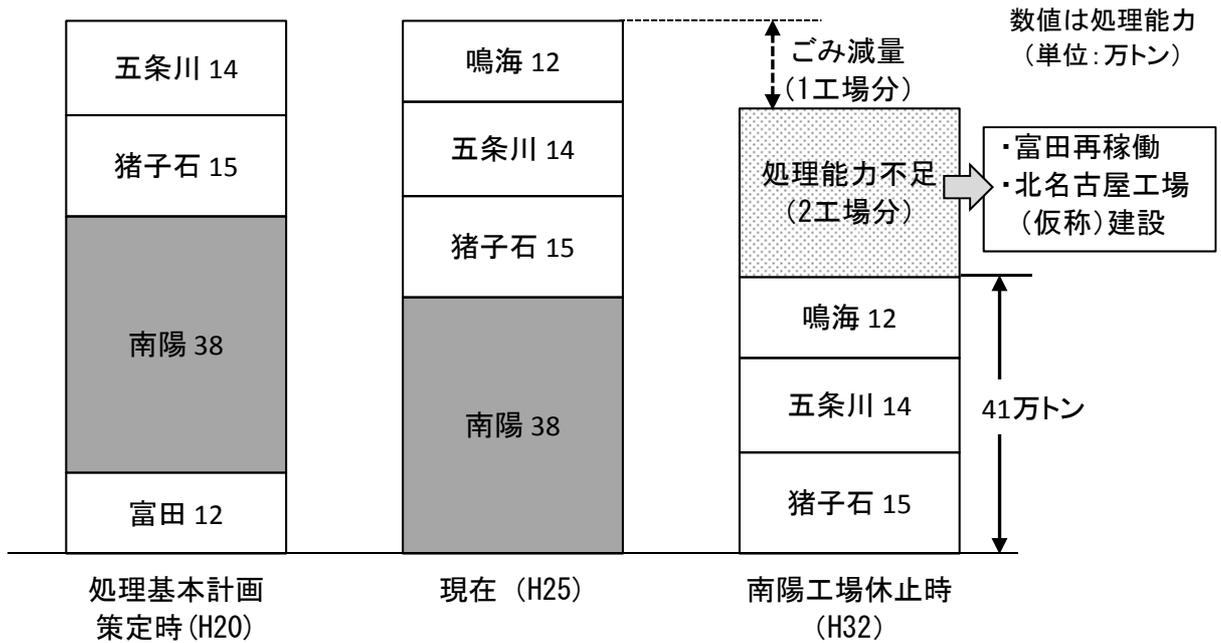


図 1-2-3 南陽工場休止時への対応

2-2 事業予定地の位置

名古屋市 中川区 吉津四丁目 3208 番地 (図 1-2-4 参照)

2-3 対象事業の内容

本市が策定した「名古屋市第4次一般廃棄物処理基本計画」では「既存建屋については有効活用を図る(建屋は設備よりも耐用年数が長い)」としている。

そのため、本事業では、新耐震基準を満たしている既存建屋については解体せずにそのまま再利用し、内部の既存設備を解体・撤去、新規設備を設置する設備更新工事を行うこととした。

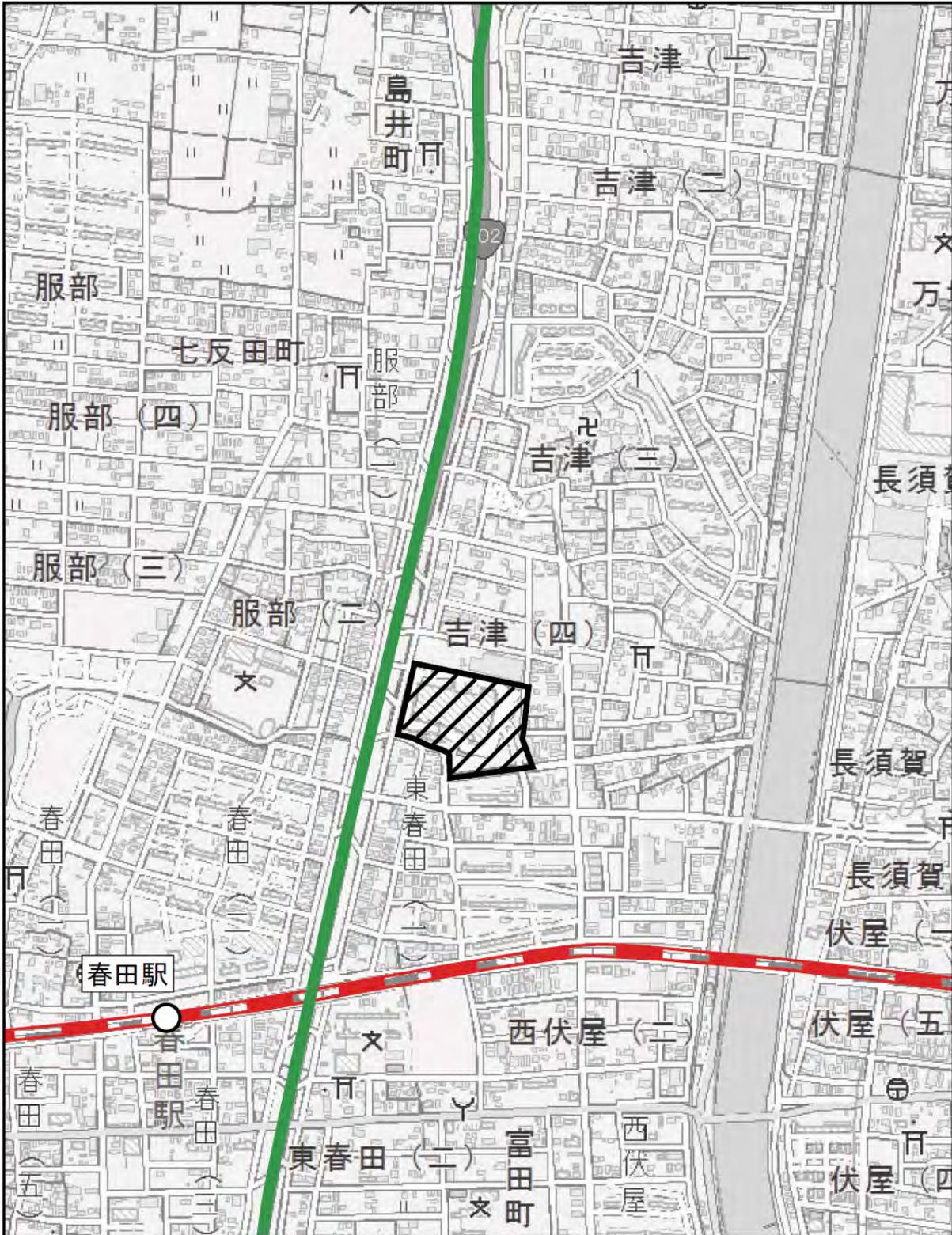
なお、富田工場は平成元年に竣工しており、建設時には「名古屋市環境影響評価指導要綱」(昭和54年名古屋市告示第47号)に基づき手続きを行った。(資料1-1(資料編p.1)参照)

本事業では、既存設備の撤去及び新規設備の設置は建屋内で可能な限り作業を行い、搬出入に関しては、屋根の一部を開口するなどして行うこととしており、工事中の周辺環境への影響(騒音、振動及び粉じんなど)を極力抑えるよう計画している。

2-3-1 施設概要

計画施設の概要は、表1-2-1に示すとおりである。既存建屋を活用するため、設備更新後も工場棟等の基本的なレイアウトに変更は生じない。

現況の建物は写真1-2-1に、配置図は図1-2-5に、立面図は図1-2-6(1),(2)に示すとおりである。



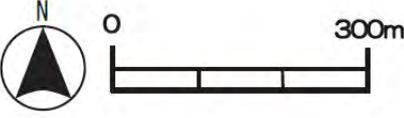
凡 例	 : 事業予定地  : 国道302号  : JR関西本線	
	<p>図 1-2-4 事業予定地の位置及び区域</p>	

表 1-2-1 施設概要

項目	概要	
	既存施設（設備更新前）	計画施設（設備更新後）
地域・地区	準工業地域、準防火地域、 絶対高 31m 高度地区、緑化地域	同左
建物構造	(工場棟) 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下 2 階地上 5 階建 高さ 25.0m (管理棟) 鉄筋コンクリート造 地上 3 階建 高さ 13.7m (煙突) 鉄筋コンクリート造 高さ 59.9m	同左
敷地面積	約 25,000m ²	同左
建築面積	約 21,000m ²	同左
処理対象ごみ	可燃ごみ等	同左
設備規模	450 トン/日 (150 トン/日・炉×3 炉)	450 トン/日 (150 トン/日・炉×3 炉)
処理方式	ストーカ式焼却炉 (24 時間連続運転)	ストーカ式焼却炉 (24 時間連続運転)
排ガス量(湿り) (1 炉あたり)	約 48,000m ³ _N /h【実測値】	約 50,000m ³ _N /h【計画値】
排ガス処理	炉内噴霧(尿素水) 反応塔(消石灰スラリー) 煙道活性炭噴射 電気集じん器	ばいじん、窒素酸化物、硫黄酸 化物、塩化水素、ダイオキシン 類等を除去する。 処理方法の詳細は未定
排水計画	凝集沈殿・回転円板式生物処理・ 凝集沈殿・ろ過・吸着・滅菌 →再利用、一部下水道放流	工場系排水及び生活系排水は、 排水処理設備にて処理した後、 計画施設内で極力再利用し、 一部は下水道放流とする。 処理方法の詳細は未定
余熱利用	蒸気タービン発電 6,000KW 温水プール、地域センター等への 給電・給湯・冷暖房 工場内給湯・冷暖房	蒸気タービンによる発電(規模 は未定)、温水プール、地域セ ンター等への給電・給湯・冷暖 房、工場内給湯・冷暖房に利用 する。
緑化計画	緑化率約 30%	現状の緑化率の維持に努める。
竣工・供用開始年	平成元年	平成 32 年予定

注) 既存施設稼働時の平成 16 年度から平成 20 年度の排ガス濃度、排水等の測定結果については、資料 1-2 (資料編 p.2) を参照。



(平成 24 年 8 月撮影)

写真 1-2-1 現況建物（南東側から）

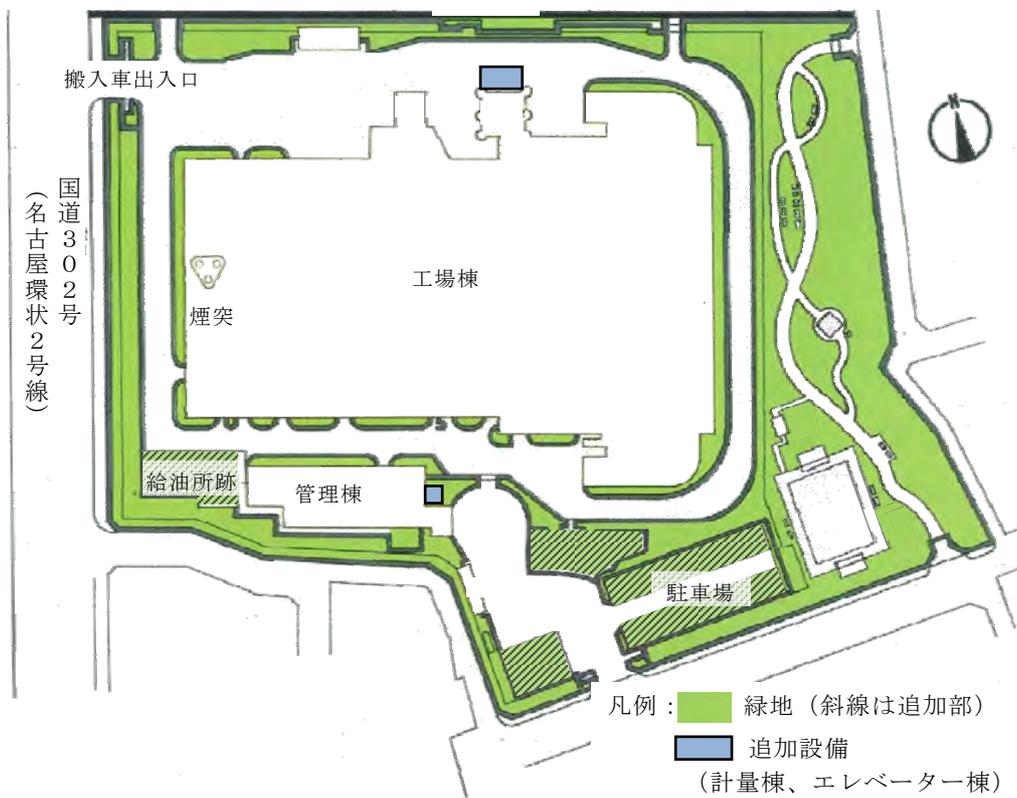


図 1-2-5 配置図

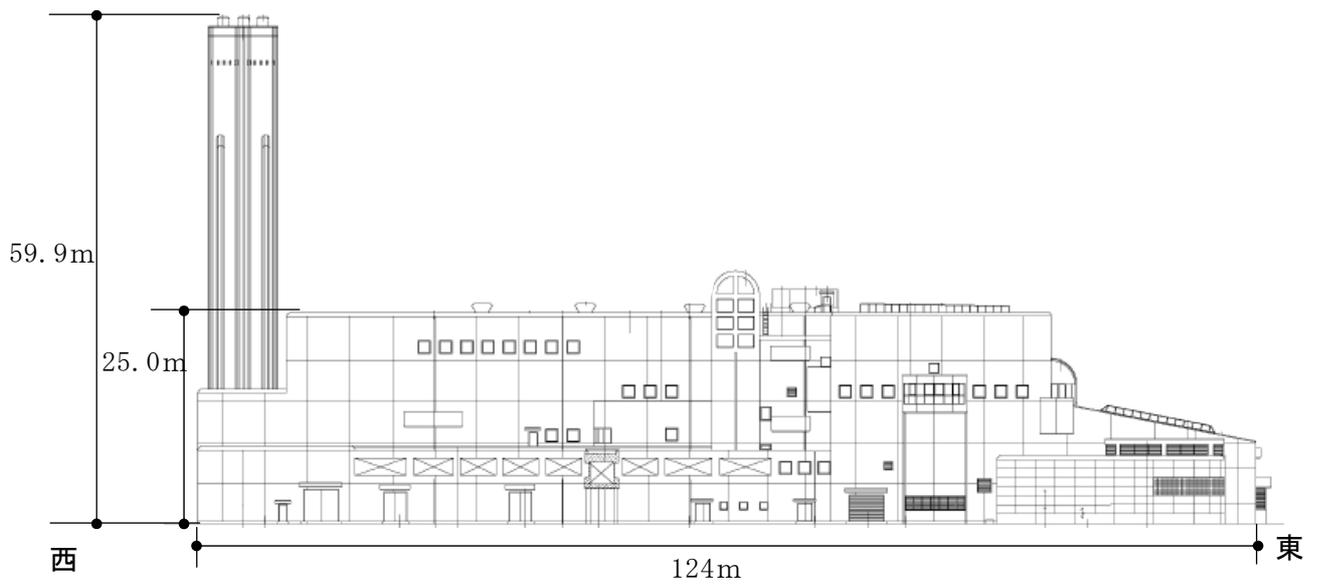


図 1-2-6(1) 立面図 (南側から)

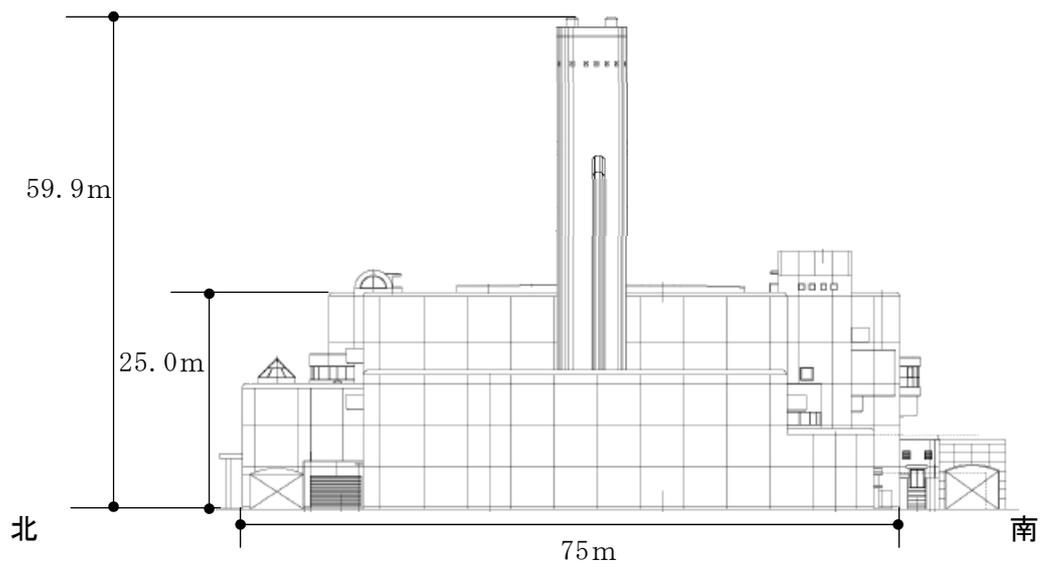


図 1-2-6(2) 立面図 (西側から)

2-3-2 設備規模

計画施設の設備規模は、既存施設の設備規模及び工場規模の平準化を考慮し、既存施設と同じ450トン/日（150トン/日・炉×3炉）とした。以下に、平成32年に南陽工場を休止した際に必要となる焼却施設の設備規模の考え方を示す。

(1) 平成32年度に新設する施設の設備規模

ア 年間ごみ処理量

「名古屋市第4次一般廃棄物処理基本計画」において、平成32年度におけるごみ処理量は市外からの搬入分を含めて60万トン/年としている。さらに、平成22年度からは北名古屋市及び豊山町のごみを受け入れるようになり、これにより平成32年度におけるごみ処理量は合計で63万トン/年となった。その内訳を以下に示す。

【平成32年度のごみ処理量内訳】

名古屋市	清須市、 あま市（一部）	北名古屋市、 豊山町 ^{注1)}	不確定リスク ^{注2)}	計
54万トン/年	2万トン/年	3万トン/年	4万トン/年	63万トン/年

注) 1: 「北名古屋市一般廃棄物処理基本計画（平成22年3月）」及び「豊山町一般廃棄物処理基本計画（平成22年3月）」による。

2: 生産者等による発生抑制や資源化等(拡大生産者責任)が徹底されることにより、本来であればごみにはならないものなど。市民の努力だけでは達成が担保されないため、ごみとして処理されるものとしている。

イ 1日あたりのごみ処理量の算出

法定点検などの定期整備や、炉やボイラの清掃を含めた補修作業が必要なため、稼働率を概ね7割とする。

$$1日あたりのごみ処理量 = 63万トン/年 \div (365日 \times 稼働率) \approx 2,470トン/日$$

ウ 季節変動等の考慮

年間を通して安定した処理を行う上で、季節変動などを考慮すると10%程度の余力が必要となる。

$$1日あたりのごみ処理量（季節変動等を考慮） = 2,470トン/日 \times 1.1 \approx 2,720トン/日$$

エ 平成32年度に新設する施設の設備規模

季節変動等を考慮した1日あたりのごみ処理量から平成32年度も引続き稼働している施設の設備規模を差し引いたものが必要な設備規模となる。

【平成32年度に引続き稼働している施設の設備規模】

工場名	鳴海工場	五条川工場	猪子石工場	計
設備規模	450トン/日 ^{注)}	560トン/日	600トン/日	1,610トン/日

注) 鳴海工場はごみと併せて他工場焼却灰の処理も行っていることから、他工場焼却灰分を除いた450トン/日を設備規模とする。

新たに必要となる設備規模

= 1日あたりのごみ処理量（季節変動等を考慮）－ 平成32年度も引続き稼働している施設の設備規模

= 2,720トン/日 － 1,610トン/日 = 1,110トン/日

(2) 富田工場の設備規模

平成32年度には、北名古屋工場（仮称）を新設することとしており、富田工場と合わせて2工場で1,110トン/日の設備規模が必要となる。そのため、既存施設の規模及び工場規模の平準化を考慮し、富田工場の設備規模は既存施設と同じ450トン/日とし、北名古屋工場（仮称）は660トン/日とした。

注) 焼却工場において1日あたりに処理することができるごみ量を、工場の規模を表すものとして「設備規模」という。方法書では同じ意味で「処理能力」と表記したが、準備書では「設備規模」とした。

2-3-3 処理フロー

ストーカ炉は、可動するストーカ上でごみを移動させながら、時間をかけてストーカ下部から吹き込まれる燃焼用空気により、乾燥→燃焼→後燃焼の3段階を経て焼却が行われ、ごみ中の不燃物及び灰分の大部分は、ストーカ終端から排出され、灰ピットにて保管される。一方、灰分の一部は燃焼ガス中に移行し、飛灰として排ガス処理設備により集じんされ、飛灰処理装置にて処理された後、飛灰ピットにて保管される。

処理フローを図1-2-7に、焼却の流れの模式図を図1-2-8に、ストーカ炉内部の写真を写真1-2-2に示す。

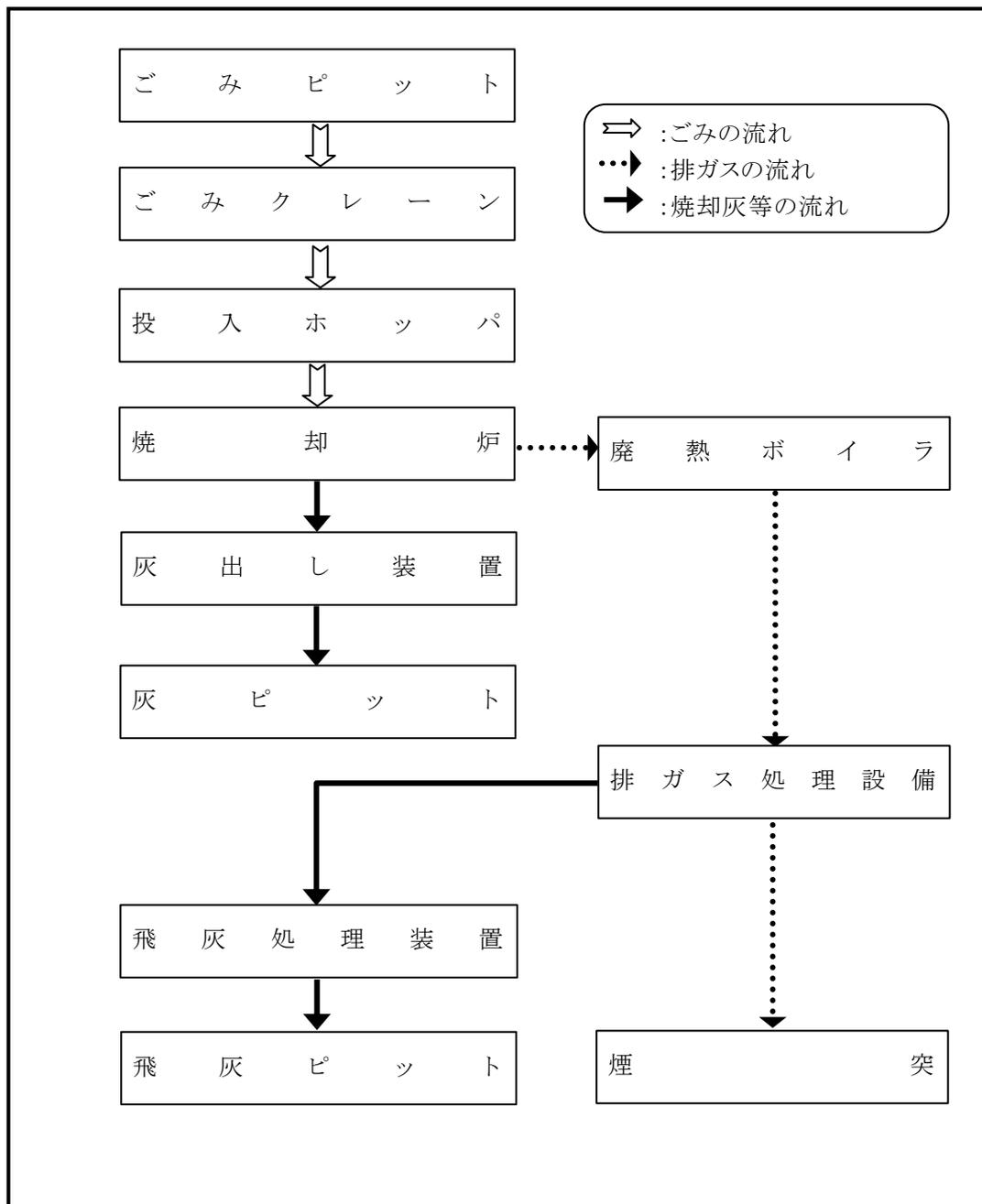


図1-2-7 処理フロー

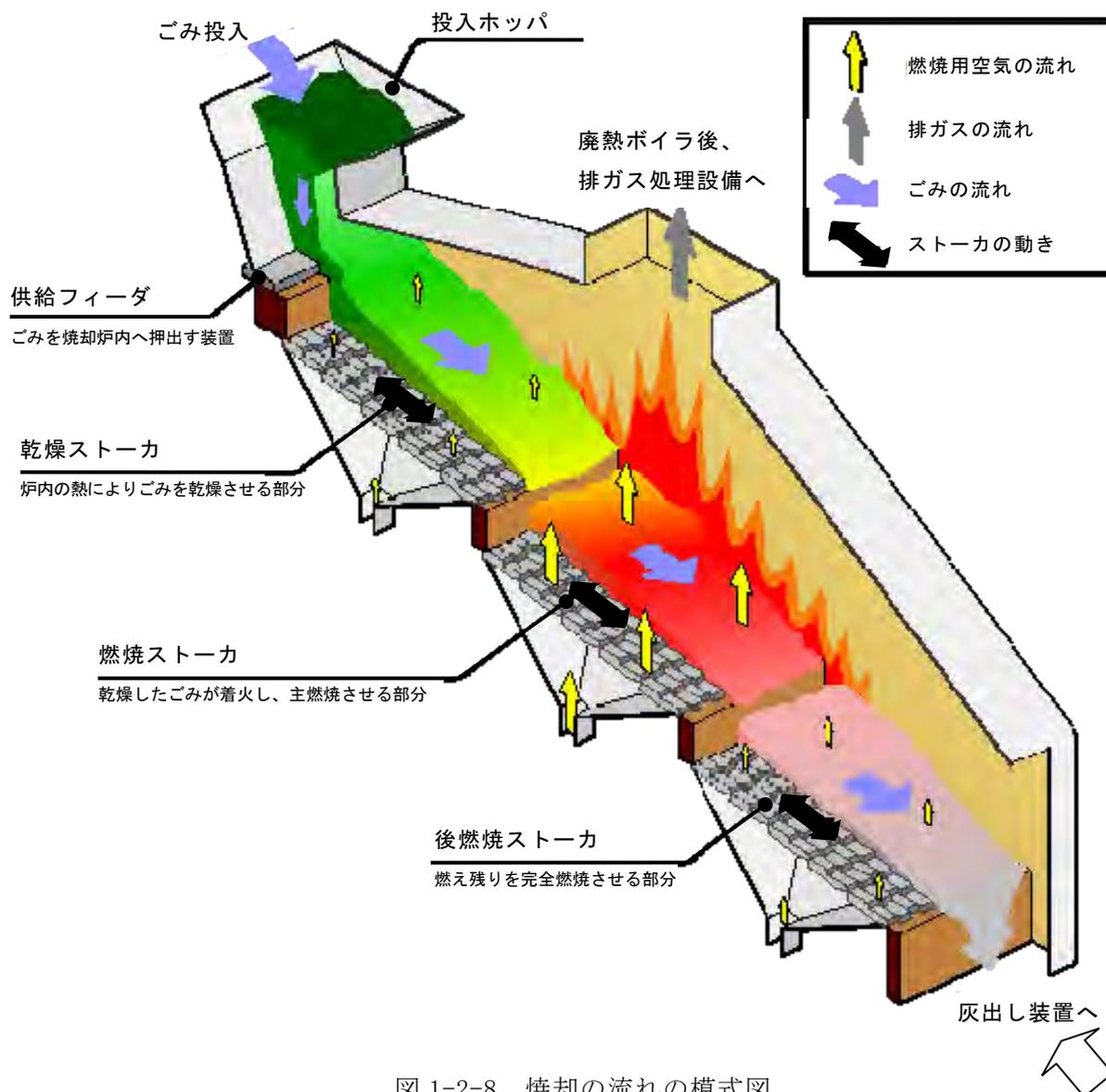


写真 1-2-2 ストーカ炉内部 (図 1-2-8 の □ から見たところ)

2-3-4 排ガス処理計画

計画施設での排ガス処理の計画を表 1-2-2 に示す。

排ガス処理設備の詳細については未定であるが、表中の排ガス濃度を遵守するために適切な排ガス処理設備を設置する。

2-3-5 給排水計画

計画施設での給排水フローの計画図を図 1-2-9 に示す。

用水は水道用水のみを使用する。施設で発生する工場系排水及び生活系排水は排水処理設備で処理した後、施設内で可能な限り再利用し、一部は下水道放流する。また、雨水についても下水道へ放流する。

2-3-6 施設供用に伴う廃棄物の処理計画

計画施設供用時には廃棄物として、焼却に伴う焼却灰及び飛灰並びに排ガス処理及び排水処理に伴う汚泥が発生する。

焼却灰及び飛灰は、それぞれ建屋内のコンクリート製の灰ピット及び飛灰ピットにて保管した後、事業予定地外へ搬出する。焼却灰等の処分は埋立を予定しているが、資源化することについても検討を行う。

汚泥については、排ガス処理方法及び排水処理方法により性状、発生量が異なるが、脱水処理による減容化等を行い、処分する計画である。汚泥の処分については、焼却灰等と同様に処分もしくは資源化の検討を行う。

2-3-7 施設関連車両に係る計画

計画施設供用時のごみ収集車両、灰搬出車両及び薬品等搬入車両（以下「ごみ収集車両等」という。）の計画施設への主な走行ルートを図 1-2-10 に示す。

ごみ収集車両等の計画施設への出入りは国道 302 号に隣接する西側出入口から行う。ここには「富田工場前」信号が設置されており、この信号に従い出入りする。ごみ及び薬品等の搬入、灰の搬出は日曜日を除く午前 6 時から午後 5 時まで行う計画である。平成 32 年度における計画施設へのごみ収集車両の搬入台数は 1 日あたり 293 台、灰搬出車両及び薬品等搬入車両は合計で 1 日あたり 13 台を計画している（資料 1-3（資料編 p.7）参照）。入場したごみ収集車両等は、原則として来場した方向に戻ることにしている。

表 1-2-2 排ガス処理計画

項 目		内 容		
排ガス処理設備		集じん装置	ばいじん、ダイオキシン類除去	
		有害ガス除去装置	塩化水素、硫黄酸化物、窒素酸化物、ダイオキシン類等除去	
排ガス諸元	排ガス量（湿り）	約50,000m ³ _N /時・炉		
	排ガス量（乾き）	約42,000m ³ _N /時・炉		
	煙突高さ	59.9m		
	煙突形状	外筒1本、内筒各炉1本		
	排ガス濃度 （酸素濃度 12%換算値）	ばいじん	0.01g/m ³ _N 以下	
		窒素酸化物	25ppm以下	
		硫黄酸化物	10ppm以下	
		塩化水素	10ppm以下	
ダイオキシン類		0.05ng-TEQ/m ³ _N 以下		
水銀		0.03mg/m ³ _N 以下		
ごみの受入れから排ガス処理までの流れ				
<pre> graph LR A[ごみ] --> B[受入供給設備] B --> C[燃焼設備] C --> D[燃焼ガス冷却設備] D --> E[排ガス処理設備] E --> F[煙突] F --> G[排気] </pre>				

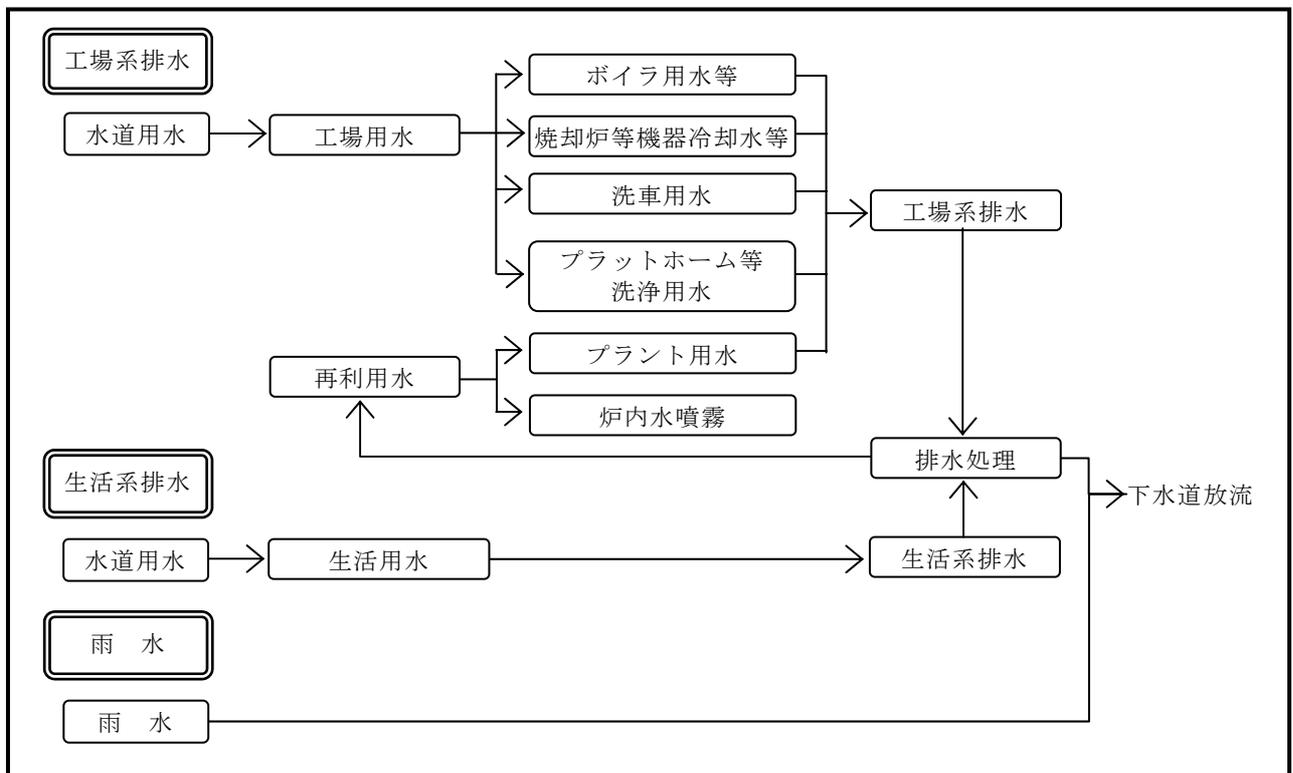
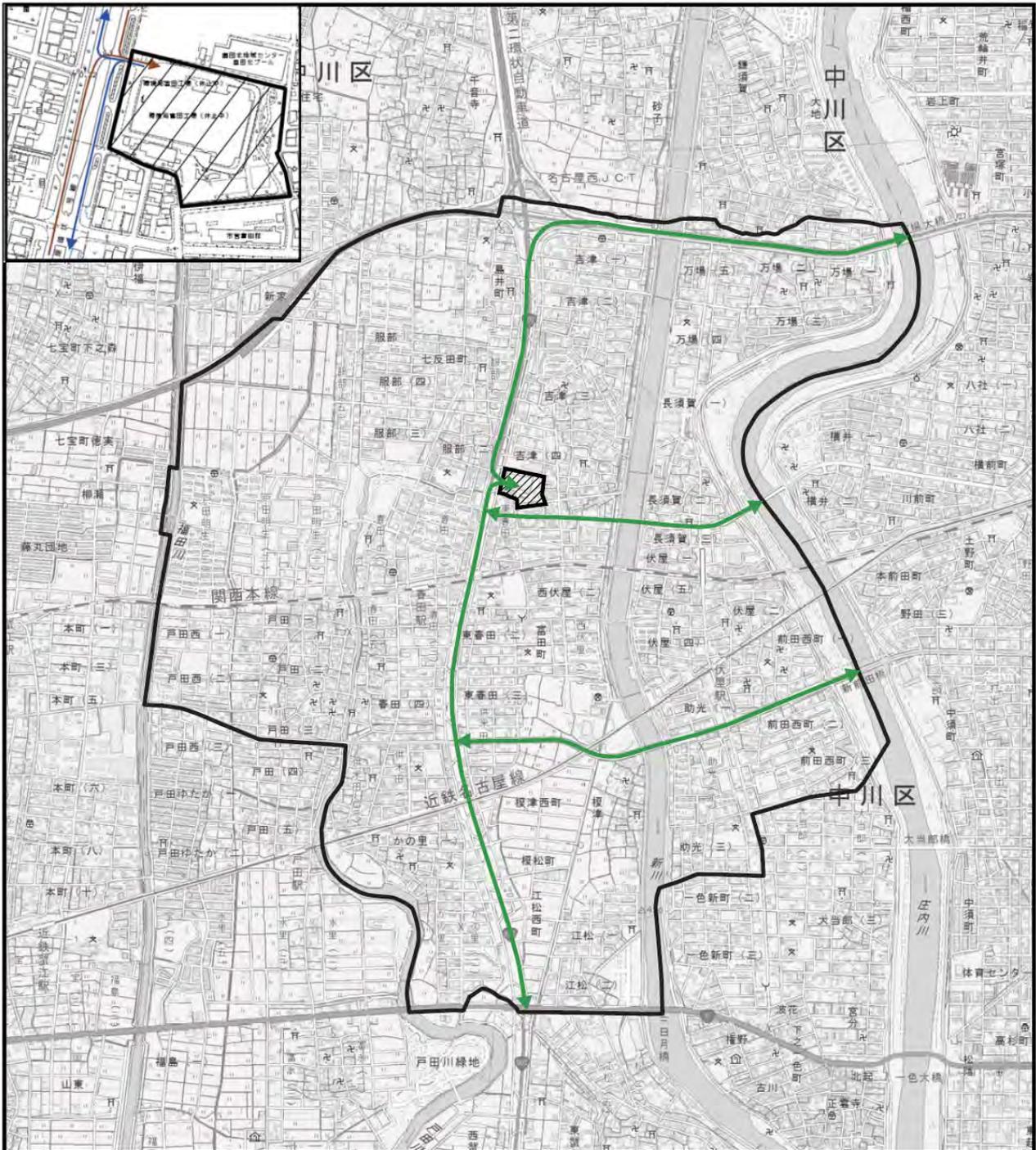
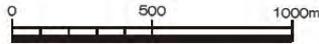


図 1-2-9 給排水フロー（計画図）



凡 例	 : 事業予定地	 
	 : 主な走行ルート	
	 : 入場車両走行ルート	
	 : 出場車両走行ルート	
図1-2-10 ごみ収集車両等の 主な走行ルート図		

2-4 工事計画の概要

2-4-1 工事予定期間

平成 27 年度～平成 32 年度（試運転期間を含む）^{注)}

2-4-2 工事概要

設備更新の主な流れを図 1-2-11 に示す。

解体撤去工事に入る前に、建屋内で古い設備に付着しているダイオキシン類の除去作業を完了させる。

撤去する設備の位置にあわせて屋根の一部を取り外し、設備の解体撤去を行う。解体作業は、騒音を抑えるよう、可能な限り建屋内で行う。解体撤去工事完了後、新しい設備を設置し、屋根のパネルを元に戻す。

なお、撤去する設備は、焼却炉本体や煙道をはじめとする設備で、主なものを図 1-2-12 に示す（撤去する設備の詳細は、資料 1-4（資料編 p.9）を参照）。また、工事において取り外す屋根の範囲を図 1-2-13 に示す。開口部は分割し、撤去する設備の搬出又は設置する設備の搬入に必要な範囲のみを開口する計画としており、同時に全体を開口することはない。

その他、計量棟の増設、管理棟エレベーターの増設、給油所（軽油、ガソリン）の廃止などの改修工事を計画している。

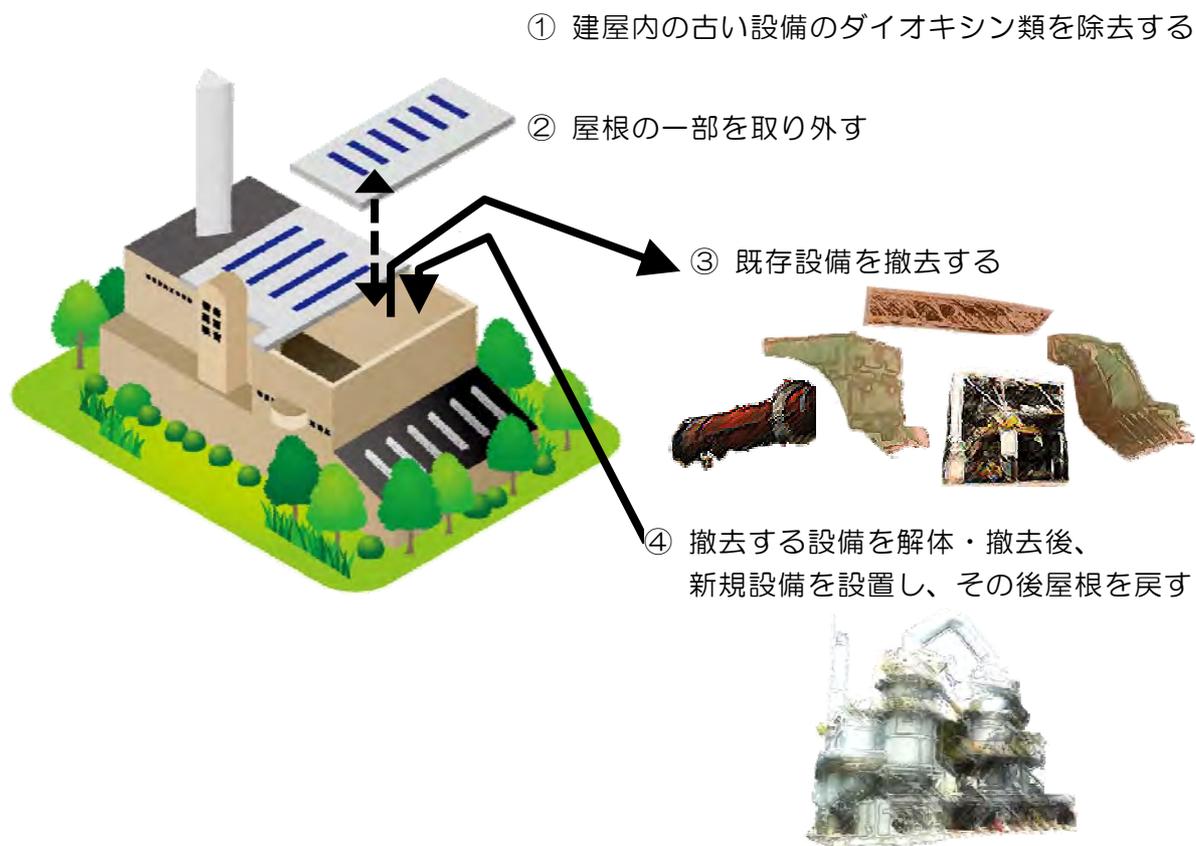


図 1-2-11 設備更新の主な流れ（模式図）

注) 試運転等を平成 32 年度途中まで行う必要があるため、方法書の段階から変更している。

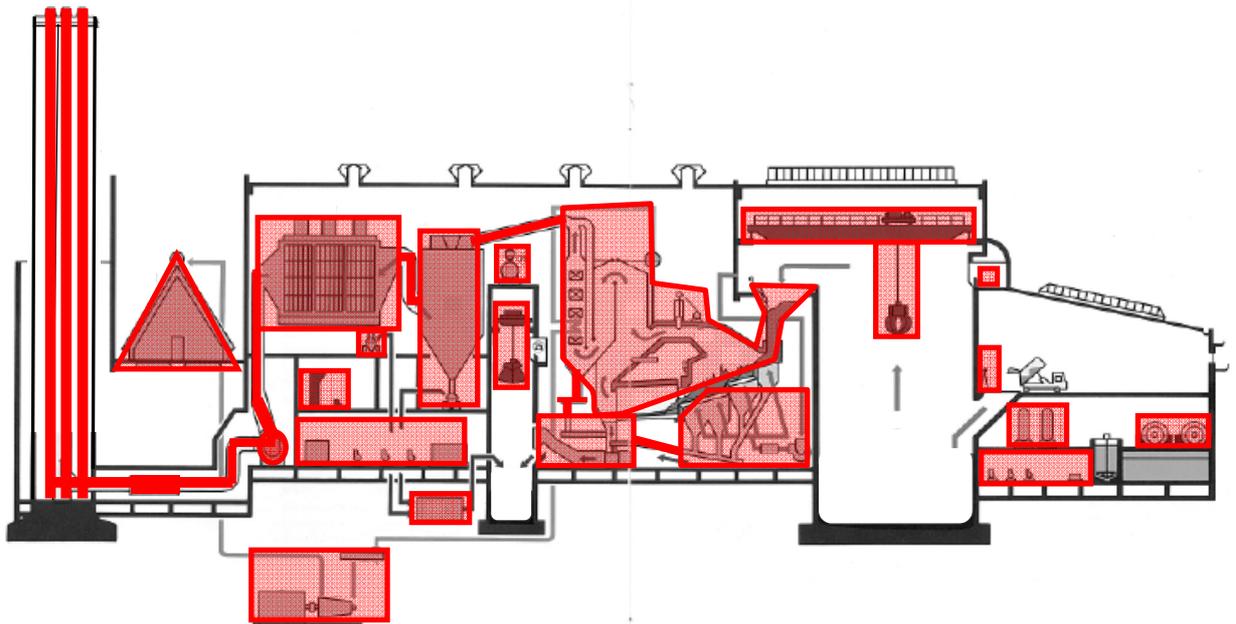


図 1-2-12 撤去する主な設備（赤枠内）（南側から見た図）

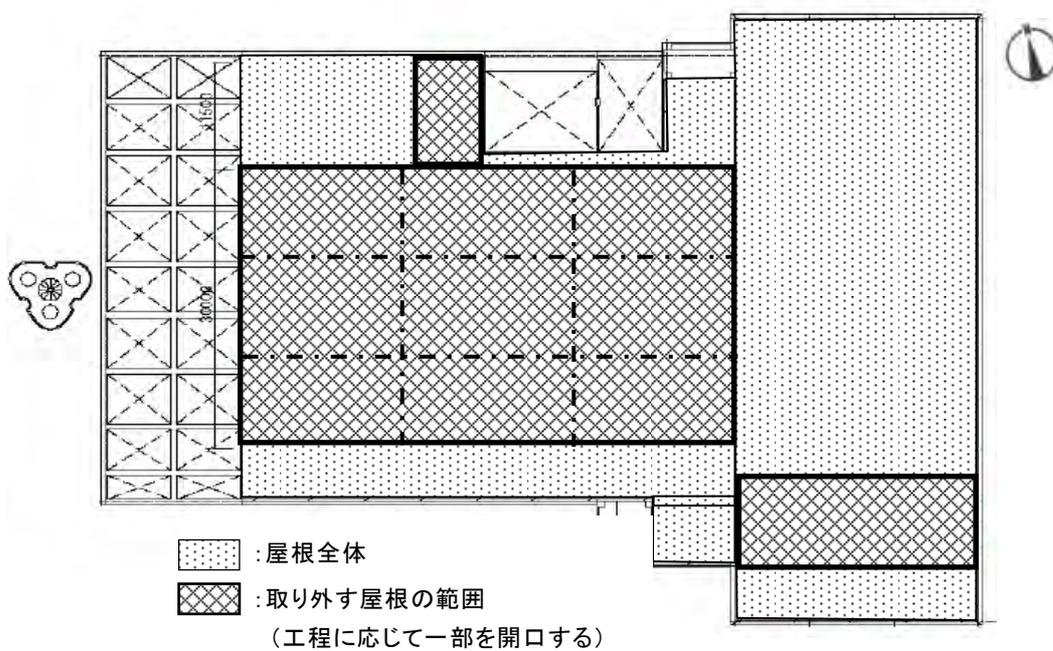


図 1-2-13 取り外す屋根の範囲（上面から見た図）

2-4-3 工事工程

工事工程表は、表 1-2-3 に示すとおりである。

工事は日曜日を除く平日、土曜日及び祝日に行う。ただし、祝日においては、法令で規制される作業は行わない。

表 1-2-3 工事工程表

工程	経過月数																											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
調査・解体準備工事	■	■	■	■																								
解体撤去工事					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
設備更新準備																												
設備更新工事																												
試運転・性能検査等																												

工程	経過月数																											
	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56
調査・解体準備工事																												
解体撤去工事																												
設備更新準備																												
設備更新工事	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
試運転・性能検査等																												

2-4-4 工事中の排水計画

工事中は公共下水道に排水する計画である。排水にあたっては、必要に応じて排水処理装置を設置する。

なお、ダイオキシン類除去作業の洗浄排水は、凝集沈殿設備等により処理を行う。処理水は公共下水道へ放流し、生じた汚泥はダイオキシン類の濃度測定を行ったうえで、産業廃棄物として適正に処理する。

2-4-5 建設機械及び工事関係車両

(1) 建設機械（資料 1 - 5（資料編 p.12）参照）

主な建設機械の月別稼働台数は、図 1-2-14 に示すとおりである。

稼働台数が最大となるのは、工事着工後 15 ヶ月目である。建設機械の稼働による大気質への影響については、工事期間中の連続する 1 年間の汚染物質の排出量が最も多くなる時期を設定することとして排出量を算出した結果、予測の対象時期は工事着工後 8～19 ヶ月目とした。

騒音及び振動の影響が最大となる時期は、表 1-2-4 のとおり工事着工後 15 ヶ月目とした。

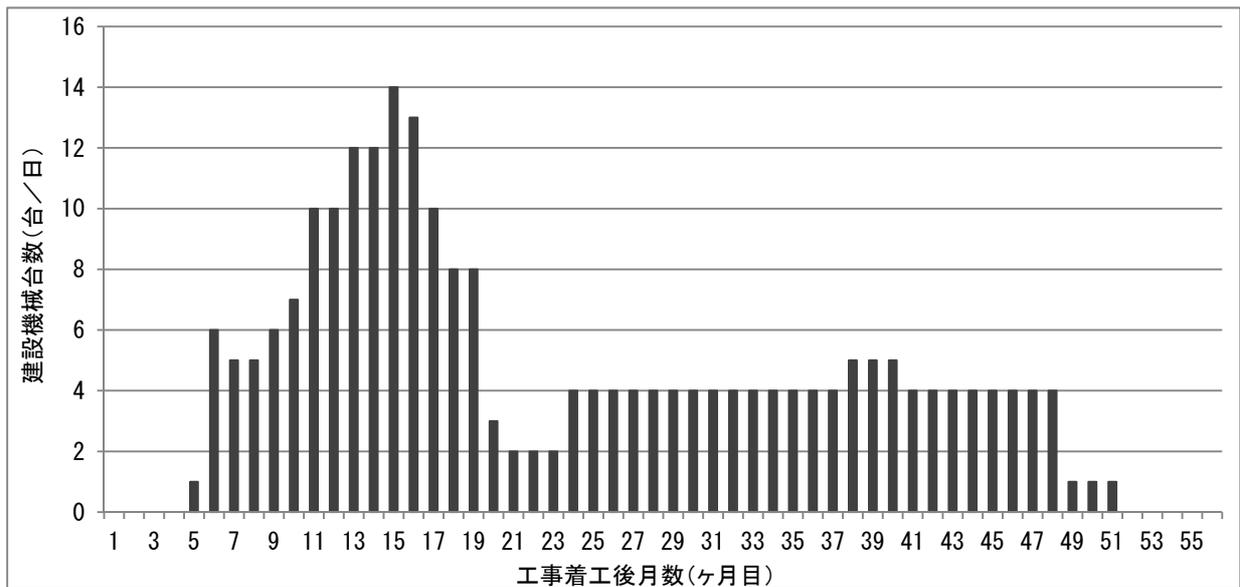


図 1-2-14 建設機械の稼働台数

表 1-2-4 建設機械の稼働による大気質、騒音及び振動の影響が最大となる時期

環境要素	影響が最大となる時期	工事内容
大気質	工事着工後 8～19 ヶ月目	解体撤去工事
騒音	15 ヶ月目	
振動	15 ヶ月目	

注) 「影響が最大となる時期」について、大気質は 12 ヶ月間の排出量が最大となる時期を、騒音及び振動は、施工期間中における合成騒音レベル、合成振動レベルがそれぞれ最大となる月を示す。

(2) 工事関係車両 (資料 1-6 (資料編 p.15) 参照)

工事関係車両の月別走行台数は、図 1-2-15 に示すとおりである。

走行台数が最大となるのは、工事着工後 43 ヶ月目である。また、工事関係車両の走行による大気質、騒音の影響が最大となる時期は工事着工後 43 ヶ月目、振動の影響が最大となる時期は工事着工後 26 ヶ月目とした。

工事関係車両の走行ルートは、図 1-2-16 に示すとおりである。

事業予定地への工事関係者の出入りは、原則、事業予定地の西側から行う計画である。ただし、工事期間中は名古屋環状 2 号線の工事が行われていることから、国道 302 号を南から事業予定地に入ることはできない見込みである。そのため、事業予定地に入る車両は県道津島七宝名古屋線、県道名古屋蟹江弥富線もしくはそれ以北から国道 302 号に入り南下し、「富田工場前」信号にて左折して入る。また、事業予定地を出る車両は同じ「富田工場前」信号で左折して国道 302 号に入り、国道 1 号または国道 23 号まで南下し東西に分岐する計画である。

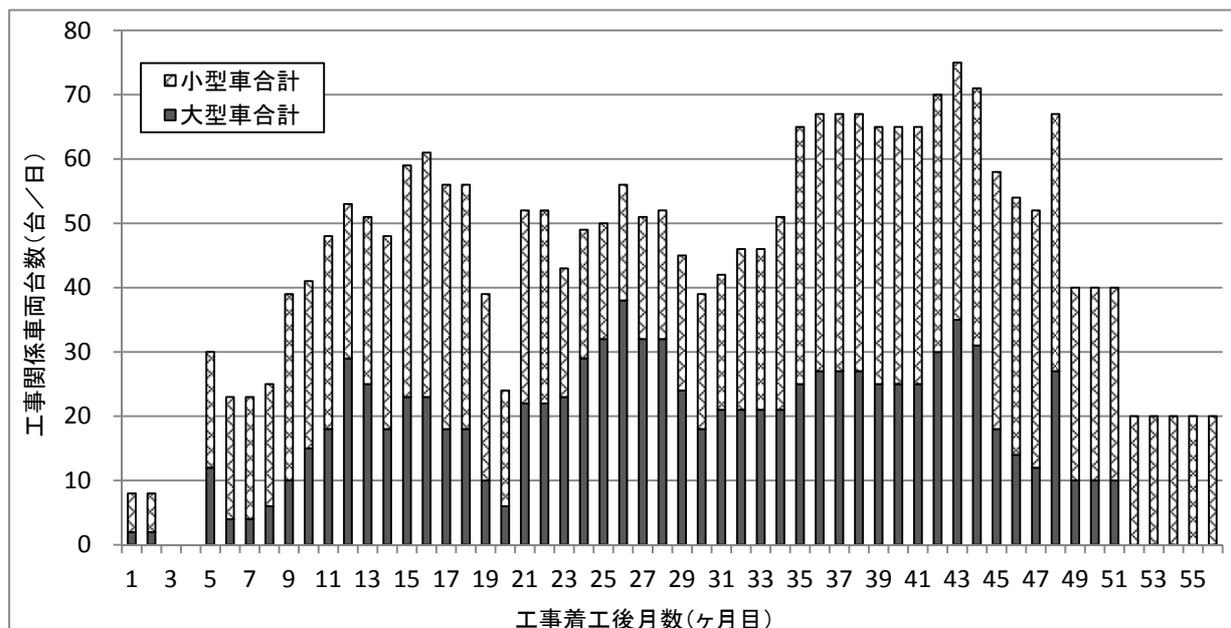
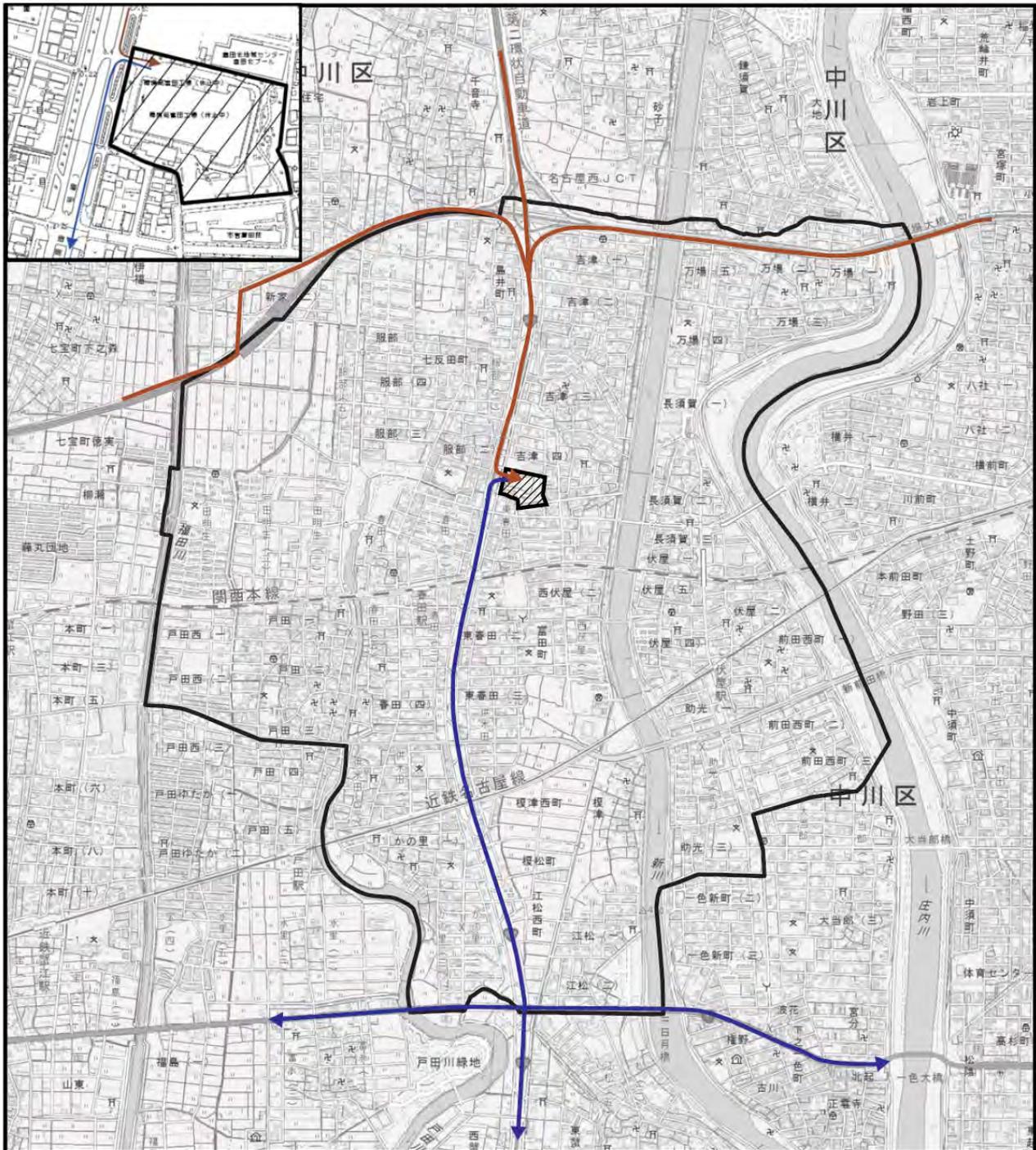
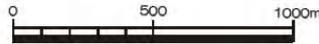


図 1-2-15 工事関係車両の走行台数



凡 例	 : 事業予定地  : 入場車両走行ルート  : 出場車両走行ルート	 
	図1-2-16 工事関係車両の 主な走行ルート図	

第3章 事前配慮の内容

第3章 事前配慮の内容

3-1 事業計画に際しての配慮

本設備更新事業に当たっては、既存設備の解体は建屋内で行い、必要最小限の開口部から撤去することを計画している。そのため、設備更新工事に伴い発生する騒音や振動、粉じんなどの問題については、建屋内で設備の解体を行うことで周辺環境への影響を可能な限り小さくすることができる。

また、本設備更新事業は、工場の建て替えを実施する場合に比べ、騒音や粉じん等による周辺環境への影響、工事中の廃棄物量などが減少するとともに、既存建屋を再利用することから、建屋及び煙突形状等による日照、電波障害等への影響も変化せず、基礎の撤去・掘削工などによる地盤や地下水への影響を回避できる。

そのため、今回の富田工場の再稼働にあたっては設備更新を選択することで、周辺環境への環境負荷をより低減できるものと考えている。

3-2 事業予定地の立地及び土地利用に際しての配慮

表 1-3-1 事業予定地の立地及び土地利用に際しての配慮

事前配慮事項		内 容	
自然環境の保全	地盤・地形・地下水	地形等の改変による影響の防止	<ul style="list-style-type: none"> 既存建屋を再利用し、大規模な土地改変を行わないことで、地盤・地形への影響を回避する。 地下水を利用しない計画とすることで、地下水及び地盤への影響を回避する。
	生活環境の保全	日照障害・電波障害等	既存建屋を再利用し、日照障害及び電波障害等に変化を生じさせない。
		地域分断	地域のコミュニティの分断防止
	安全性	災害の防止	既存建屋を再利用し、大規模な土地改変や新たな構造物の設置等を行わないことで、地盤災害等の未然防止に資する。

3-3 設備更新工事中を想定した配慮

表 1-3-2(1) 設備更新工事中を想定した配慮

事前配慮事項		内容
生活環境の保全	環境汚染	<p>設備更新工事に伴う公害の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存設備の解体作業前に石綿使用状況の調査を行う。調査の結果、石綿の使用が判明した場合、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル 2011」（平成 24 年環境省）に従って除去する。なお、飛散性の石綿が確認された場合は、大気汚染防止法の作業基準を遵守する。 ・既存設備の解体作業前に「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」（平成 13 年厚生労働省）に従ってダイオキシン類を除去するとともに、除去作業前、作業中及び作業後に大気中のサンプリング調査を行う。 ・ダイオキシン類除去作業時の洗浄水などの排水は、集水し、必要な水処理装置で処理を行った後に、公共下水道へ放流する。 ・既存設備の解体作業は、できる限り建屋内で行うことで粉じんの発生を抑制する。また、建屋外で設備の解体を行う必要がある場合には必要に応じて散水を実施するとともに、粉じん防止用シートを使用する。 ・外構工事を行う場合には、必要に応じて散水の実施等を行うことで、粉じんの飛散抑制に努める。 ・既存設備の解体作業は、できる限り建屋内で行うことで騒音の発生を抑制する。また、敷地境界に仮囲いを設置するとともに、建屋外で設備の解体を行う必要がある場合には、防音シート等を設置する。 ・騒音、振動に関して、特定建設作業の規制に関する基準を厳守するとともに、その他の作業についても特定建設作業の規制に関する基準を遵守するよう努める。 ・使用する建設機械については、排出ガス対策型建設機械や低騒音型建設機械の採用に努める。 ・既存設備の解体作業は、できる限り建屋内で行うことで悪臭の発生を抑制する。 ・工事中に発生する排水の低減に努めるとともに、必要に応じた水処理装置を経て公共下水道に排水することで、一般環境中への排出を抑制する。
	工事関係車両の走行による公害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・工事関係車両については、適切な車両の運行管理を行うことにより集中化を避けるとともに、主要幹線道路を走行させ、生活道路に工事関係車両が入らないよう、運転手に対し、走行ルート及び適正な走行の厳守を指導、徹底する。 ・事業予定地に隣接して行われる名古屋環状 2 号線事業の事業者である愛知県国道事務所と連絡を密に行い、工事関係車両が同じ時間帯に集中しないよう可能な限り分散化に努める。 ・工事関係車両の運転者に対し、走行ルート、適正な走行及びアイドリングストップの厳守を指導、徹底する。 ・工事関係車両については、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」（平成 22 年愛知県）に準じて、NOx・PM 法車種規制非適合車の使用抑制に努める。

表 1-3-2(2) 設備更新工事中を想定した配慮

事前配慮事項		内 容	
生活環境の保全	安全性	工事関係車両の走行に伴う交通安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・工事関係車両については、適切な車両の運行管理を行うことにより集中化を避けるとともに、主要幹線道路を走行させ、生活道路に工事関係車両が入らないよう、運転手に対し、走行ルート及び適正な走行の厳守を指導、徹底する。 ・事業予定地への工事関係車両の出入口に警備員を配置し、歩行者等に対する安全確保に努める。
		災害の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・作業主任者を選任して、火災などの災害を未然に防止する。
環境負荷の低減	自動車交通	工事関係車両による交通渋滞の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・工事関係車両については、適切な車両の運行管理を行うことにより集中化を避けるとともに、運転手に対し、走行ルートの厳守を指導、徹底する。 ・事業予定地に隣接して行われる名古屋環状 2 号線事業の事業者である愛知県道事務所と連絡を密に行い、工事関係車両が同じ時間帯に集中しないよう可能な限り分散化に努める。
		建設廃棄物の減量化及び再資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・工事に伴い発生する廃棄物については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、建築廃材の分別回収、再資源化及び減量化に努める。 ・搬入物梱包材の再資源化及び減量化に努める。
	廃棄物	建設残土・廃棄物の搬出・処分等に伴う影響の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・発生した廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設廃棄物処理指針（平成 22 年度版）」（平成 23 年 環境省）及び「建設廃棄物適正処理マニュアル」（平成 23 年 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター）に従って適正に処理する。 ・石綿の使用が判明し、石綿含有廃棄物が生じた場合は、「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第 2 版）」（平成 23 年 環境省）及び「建設廃棄物適正処理マニュアル」に従い適正に現場での保管、運搬及び処理を行う。 ・ダイオキシン類除去作業に伴い発生する廃棄物については、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に従い適正に現場での保管、運搬及び処理を行う。
地球環境	地球環境問題に対する取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・工事中の型枠材等の使用に際しては、森林保護の観点から鋼製型枠、特殊型枠、樹脂製型枠等の使用に努める。 ・新規設備の材料を製造する際、二酸化炭素の発生量が少ないものを使用するよう努める。 ・フロン類を用いた設備機器は、既存設備の解体・撤去に伴い、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」（平成 13 年法律第 64 号）に基づき、フロン類の回収等適切な対応を行う。 	

3-4 施設の存在・供用時を想定した配慮

表 1-3-3(1) 施設の存在・供用時を想定した配慮

事前配慮事項		内 容	
生活環境の保全	環境汚染	公害の防止	<ul style="list-style-type: none"> 高度な排ガス処理装置・水処理装置を設置する。 設置する機器については、低騒音・低振動型機器を採用し、かつ、遮音性の高い建屋内に防振対策を施した上で設置する。 主な悪臭の発生源であるごみピットは負圧とし、吸引した空気は焼却炉の燃焼用に使用し脱臭する。なお、休炉時の臭気対策として脱臭装置を設け、建屋外部への臭気漏洩防止に努める。
	安全性	危険物からの安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ごみピットに火災監視装置・消火装置を設ける。
		自然災害からの安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> 建屋は、大地震により部分的な損傷は生じるが、人命の安全確保が図られる耐震性を有している。 ○現状緑化率の維持に努めるとともに、事業予定地内の再舗装には、保水性舗装の採用等を検討し、雨水流出抑制に配慮する。
		交通安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> 施設関連車両である搬入・搬出車両については、低公害車を使用するとともに、運転手に対し、適正な走行の厳守を指導、徹底する。
快適環境の保全と創造	景観	施設の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ○現状緑化率の維持に努めるとともに、緑地等の適切な維持・管理を行う。
環境負荷の低減	自動車交通	交通渋滞の防止	<ul style="list-style-type: none"> 施設関連車両である搬入車両が事業予定地外で停滞することのないよう、事業予定地内に滞車スペースを十分確保する。
		低公害車の普及	<ul style="list-style-type: none"> 施設関連車両である搬入・搬出車両については、低公害車を使用するとともに、運転手に対し、適正な走行及びアイドリングストップの厳守を指導、徹底する。
	水資源	水資源の保全及び活用	<ul style="list-style-type: none"> ○保水性舗装の採用等を検討することにより、雨水の地下浸透を促進し、地下水の涵養及び地表面からの蒸散の促進に配慮する。 工場系排水及び生活排水は、排水処理装置で処理した後、処理施設内で極力再利用し、下水道放流とする。
	廃棄物	廃棄物の減量化及び再資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 「循環型社会形成推進基本法」（平成 12 年法律第 110 号）及び「名古屋市長廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例」（平成 4 年名古屋市長令第 46 号）を遵守し、廃棄物の減量化に努める。
廃棄物の適正処理		<ul style="list-style-type: none"> 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、適正な処理を行う。 周辺の生活環境保全上、支障を生じさせないよう十分配慮する。 定期的な補修工事、機能検査及び機器点検等により、施設の性能を維持し、安定的な処理に努める。 	

注) 現在休止中の富田工場運営時には、周辺の環境に対して十分な配慮を講じてきており、「設備更新後の存在・供用時を想定した配慮」には従来から配慮してきた項目も含まれる。今回の設備更新事業で新たに配慮する項目には○を付けている。

表 1-3-3(2) 施設の存在・供用時を想定した配慮

事前配慮事項		内 容
環境負荷 の低減	地球環境	省エネルギー 対策の推進
		自然エネルギー 及び未利用 エネルギーの 活用
		温室効果ガス の排出抑制
		<p>○高効率照明等の省エネルギーシステムの採用を検討し、エネルギー消費量の削減を図る。</p> <p>・ごみ焼却に伴う廃熱で発電を行い、場内等での電力を賄うとともに、給湯、空調等にも利用し、エネルギーの有効利用に努める。</p> <p>○「名古屋市地球温暖化対策指針」（平成 24 年名古屋市告示第 184 号）に基づき、温室効果ガスの排出抑制に努める。</p> <p>・ごみ焼却に伴う廃熱で発電を行い、余剰電力を売電することで、CO₂排出量の低減に努める。</p> <p>○現状緑化率の維持に努めるとともに、緑地等の適切な維持・管理を行う。</p>

注) 現在休止中の富田工場運営時には、周辺の環境に対して十分な配慮を講じてきており、「設備更新後の存在・供用時を想定した配慮」には従来から配慮してきた項目も含まれる。今回の設備更新事業で新たに配慮する項目には○を付けている。

